

# 万葉集卷十四成立の意義

桜井 満

## 序

万葉集二十巻のなかに、「東歌」と称して東国地方の歌謡を「巻十四」一巻に編纂してゐることは、それが極めて特異な巻といふにとどまらず、万葉集そのものもつ大きな特色であるといへる。

「東歌」といふ標題は、巻十四の巻頭五首をさす可能性もあるが、この一巻の内容からみて、やはり「東」といふ地域名を以て総括されたものとみるのが穩当である。巻十四は全体を国名の明・不明を以て大きく二分し、前者を雑歌・相聞・譬喻歌に分けて東海・東山の国順に歌を掲げ、後者を雑歌・相聞・防人歌・譬喻歌・挽歌に分類してゐる。この編纂の態度は、いはゆる古撰万葉・家持万葉と同系統の編纂法として注目されるところである。このやうな内容・形態をもつ巻十四成立の意義は、万葉集撰定の本義に深くかかはるものに違ひない。

集中には、ほかに地方の歌謡を集録した例がないではないが、わづかに巻十六に「能登国歌三首」(三八七八―三八八〇)「越中国歌四首」(三八八一―三八八四)などがみられる程度である。また巻十四のほか、七・十・十一・十二・十三といった作者不明の巻の中には、巻十一・十二のやうに、近畿地方の民謡的な歌が多いと認められながら、これらに対して「東歌」に相当する標目は与へられてゐない。さらに、いはゆる万葉の地理的風土圏をみても、大和を中心にして、その周辺近畿のほか、遠く筑紫や北陸が東国同様に一団を成してゐること周知の通りであるが、「東歌」に匹敵する巻はない。しらぬひ筑紫の国は、遠の朝廷、大宰府を中心に、旅人や憶良などの作歌基盤であり、北陸は

「とほどほし」とも「しなさかる」ともいはれる越の国を中心に、家持をめぐるもの。そして石見の人麻呂を中心とする山陰も一つの地方集団を成してゐるといへよう。これらに對して、鳥が鳴く東は、東歌・防人歌の基盤で、特に東歌が卷十四、一卷に結集されてゐることは、集中最も特異な集団であると同時に、極めて特異な巻を成してゐるといへるのであつた。

万葉集はなぜ「東歌」の巻をたてたのであらうか。古来、この巻の編纂について次の五説がみられる。

(一) 天子の地理教育 藤原教長

(二) 日神の国として東方を尊ぶ 契沖(『古今余材抄』)

(三) 新開地の異風の歌 荷田春満(真淵『古今集打聽』に引用)

(四) 政紀の行はれたしるし 賀茂真淵(『続万葉論』)

(五) 詩経の国風に倣ひ、東国の人を知る 賀茂真淵(『歌意考』)

(一)は、国々の国魂が籠る国風の歌を天子に献上して御魂触りをするといふ古代信仰から、高崎正秀先生がすこぶる暗示深い説として注目、紹介された説であつたが、なぜ東国だけであるのか、教長説では充分納得できない。(二)以下、信仰的に、あるいは文学的に政治的に説かうとした江戸時代の諸説については、すでに大久保正氏の厳正な批判がある通りで、それぞれに欠陥があるが、近代に入つてなほ、東歌の採集なり編纂なりを、文学的な動機におくか、宗教的乃至政教的な意図に求めるかの二つの意見に大きく別れてゐる。

古代の文献が朝廷を離れたところで成立し、今日に伝来するといふことは極めて困難なことであり、万葉集が大和朝廷を基盤にして成立したと疑ふ余地がないが、これが一人の編者によつて一時に形成されたとみることはまづ出来ぬ。そこでさまざまな成立過程が論じられてゐるが、その手がかりとして、万葉集が『古事記』同様に史書に編纂のことがみえないこと、万葉の眞の時代が舒明天皇(六二九即位)以降で、卷一・二が一まとまりになつてゐる古い撰であること、家持の歌日誌的家集とみられる末四巻を除いた卷十六以前の巻々が天平十六年(七四四)頃までの歌で終り、卷十七との間に断層のあること、卷二十の巻末に集中最も新しい家持の天平宝字三年(七五九)正月の寿歌が据ゑられてゐること、そして延暦十六年(七九七)に完成した『続日本紀』(後半は同十三年奏進)を以て注する例がないこ

と等、まづ動かない事実<sup>3)</sup>に注目すべきであらう。

この七、八世紀にあつて、東国は大和朝廷のどのやうな位置を占め、中央の人々からどのやうにみられてゐたか、といふことが、万葉集に東歌の巻が成立し、防人歌が伝へられた意義に当然かかはりをもつて来ることであらう。古代の東国にどのやうな歴史的背景があり、社会的位置があつたかをみ、さうしたなかで、東歌の集成がいかなる意義をもつものであつたかを小稿では考へてみたい。

## 一、古代東国の概念と東歌

古代の東国について、その伝承をみて行くと、まづ崇神朝のこととして四道將軍派遣の記事に、建沼河別命を東方十二道(記。紀では「東海」)に遣はしたと伝へるのが初見のやうだ。そして同じく崇神記に、豊城命・活目尊兄弟に夢占をさせて、活目尊を皇太子にし、豊城命には東国を治めさせることになつたといふ話があり、豊城命は上毛野君・下毛野君の始祖と伝へられる。景行紀にはその豊城命の子孫が東山道十五国の都督となつたといふ伝へもある。いかにも上毛野氏の祖先伝承によつたものらしく、大和朝廷における東国経営のさまがうかがへるが、具体的な東方十二道・東山道十五国の範圍は明らかでない。これに対してアヅマの起源をも説く倭建命御東征の伝承は、古代東国史上極めて重要なものであつた。

倭建命の御東征は、記・紀とも景行朝のこととして伝へるが、『古事記』では、伊勢から尾張を経て相武国の焼遣、走水に至り、北進して荒ぶる蝦夷を平定し、足柄の坂に登り立つて「阿豆麻はや」と三歎なさり、アヅマの名の起りを説き、甲斐の酒折宮で御火焼の翁を東の国の造にしたと伝へてゐる。なほ『常陸国風土記』の冒頭に「古は、相模国足柄の山坂より東の諸の果は、惣べて我姫国と称ひき。」と記されてゐる。一方、『日本紀』では、まづ武内宿禰が東方諸国を巡察して、「東の夷の中に、日高見国有り。其の国の人、男女並に椎結け身を文けて為人勇み悍し。是を総べて蝦夷と曰ふ。亦土地沃壤えて曠し。撃ちて取りつべし。」と奏上し、日本武尊が、伊勢から駿河の焼津、相模の馳水、上総、そして陸奥国に入つて蝦夷の境に至り、日高見国(蝦夷の住地)を平定し、常陸、甲斐、さらに武蔵、上野を経て、碓日の嶺に登つて東南の方を望み、「吾孀はや」と三歎なさり、山東の諸国を「吾孀国」と名づけたと

伝へてゐる。

このアヅマの起源伝承は、『古事記』では足柄の坂、『日本紀』では碓日の山とところを移してゐるが、要するに国境ひの御坂の神・峠の神——塞の神・道阻神への手向けであつたに相違なく、その伝統は防人歌にもひきつがれてゐること別稿でふれた通りだ。記・紀それぞれの伝承は、毛野国の経営が充分にはかどつてゐなかつた六世紀の東国経営の物語（記）と、七世紀の物語（紀）との相違としても注目されるが、東海道は足柄の坂（相模国）以東、東山道は碓日の山（上野国）以東を東国とする概念が古くからあつたことを物語つてゐる。『令義解』によつて知られる公式令朝集使条の

凡朝集使、東海道坂東謂駿河与相模界坂也、東山道山東謂信濃与上野界山也、皆乘駅。

など、律令時代の東国の概念と一致するものであるが、これが後世の坂東八ヶ国とか関八州といふ概念の基礎になるものであつた。

東国の最も東国らしい地域は、この足柄の坂・碓日の山以東、すなはち中部山岳地帯の東境の東方だつたのであるが、万葉の東歌には、東海道は遠江国以東、東山道は信濃国以東の国々の歌が順次あげられてをり、この東国の範囲を超えてゐる。尤も壬申紀などでは、鈴鹿・不破両関以東の国々、すなはち東海道では伊勢以来、東山道では美濃以東の諸国が東国と呼ばれてゐるから、その範囲内ではある。『古今集』の巻末に据ゑられた「東歌」に、伊勢歌が存在する理由はここにあつた（折口説）。この広狭二様の東国概念の中間に、万葉集の編者が認めた東国があるわけだ。

東歌の世界が、最もアヅマ的な地域を超えながら、広義のアヅマ全域に及んでゐないのは問題である。しかもその地域が防人の徵発地域と一致することは、単なる偶然ではないであらう。あるいは、すでに伊勢国の歌かとみられるものが指摘されたりしてゐる通り、「東歌」としては広義の地域からの歌謡があつたが、これを編纂するにあつて、最もアヅマらしい地域、すなはち狭義のアヅマを中心に手がつけられた、といった事情があるのかも知れない。東歌に甲斐国がたてられなかつたのもそんな理由によるのかも知れないのだ。それに対して駿河国の六首、信濃国の五首が目立つが、共に伝へられる歌をみれば明らかなやうに、前者は東海道を往還する者の目をうばふ霊峰富士の歌が主であり、後者は北信——上野に近い地域の歌が多いやうだ。また安房国がたてられなかつたのは、養老二年（七一八）

## 〔卷十四国別歌内訳〕

1	雑歌 五首	相聞 七六首	譬喩歌 九首	計九〇首
(東海道)	上総国 一首 下総国 一首 常陸国 二首	遠江国 二首 駿河国 五首 伊豆国 一首 (甲斐国なし) 相模国 一二首 武蔵国 九首 上総国 二首 下総国 四首 常陸国 一〇首	遠江国 一首 駿河国 一首 相模国 三首	三首 六首 一首 一五首 九首 三首 五首 一二首
(東山道)	信濃国 一首	信濃国 四首 上野国 二二首 下野国 二首 陸奥国 三首	上野国 三首 陸奥国 一首	五首 二五首 二首 四首

五月に設置されながら、天平十三年(七四二)十二月に上総国に戻され、再び天平宝字元年(七五七)五月に分立したといふ同国廃合の歴史から考へられることで、むしろ安房国がたてられてゐないことから、卷十四の編纂が、天平十四年からほぼ十五年間の内になされたことを思はせる。これに追補の手が加へられたことは別稿に述べた通りである。なほ養老五年に信濃国を割いて置かれた諏方国は、十年後の天平三年に元に戻されてゐて、やはり卷十四にはたてられてゐない。これまた卷十四編纂にかかはる一つの事実として指摘しておきたい。

とにかく、卷十四に収められた東歌の核は狭義のアヅマの歌謡であつた筈だ。

それが言語の面だけでなく、広く文化的に東日本と西日本との境界をなす中部山岳地帯の西境、すなはち信濃・遠江以東を東歌の世界にしたことは、大和を中心としてみた場合、すこぶる自然なことであつた。それは卷十四の編纂

が大和での仕事であつたことをも物語つてゐる。とにかく東国防人の意義と併せて、この地域の史的背景をさらに考慮して行かなければならない。

## 二、東国の史的背景

大化前代の東国は、西日本とは異なる新開地で、名代・子代など皇室領の多い点など、種々の特異性をもつてゐたといはれる。大化改新に至る東国の位置に関する諸問題については、井上光貞氏の「古代の東国」(『万葉集大成5』所収)並びに「大化改新と東国」(『日本古代国家の研究』)に、極めて示唆に富んだ成果が示されてゐる。すなわち「大化前代の地方組織上、東山道では信濃以東、東海道では三河(?)以東は、毛野国を除いて独自の性質をもつてゐたらしいこと、そこには皇室直轄民がかなり広く設定されてゐて、国造の中にはその直轄民の下級伴造であつたものが少くなかつた」と推測され、「これは、防人歌や東歌などにみられるところの、律令時代の東国觀念の一つ、信濃・遠江以東を東国とする考へ方のうまれる史的背景をなすものではあるまいか。」と示唆してをられる(『古代の東国』)。そして大化改新——すなわち従来の族制的国家から隋・唐を模範とする中央集権国家へと政治上の大改革にあつて、大和朝廷は、その直接支配下において、内廷の下部機構である伴造的国造制が広く分布してゐた東国と、内廷直轄領である大和六御県に対して、まづ地方官を派遣し、新しい地方統治の方針を實行しようとしたのであつた。そのことは大化元年(六四五)八月の詔に、

東国等の国司を拜す。仍りて国司等に詔して曰く、「天神の奉け寄せたまひし隨に、方に今始めて万国を修めむとす。凡そ国家の所有る公民、大ききぎに領れる人衆を、汝等任に之りて、皆戸籍を作り、及田畝を校へよ。……又、閑曠なる所に、兵庫を起造りて、国郡の刀・甲・弓・矢を収め聚め、辺国の近く蝦夷と境接る処には、尽に其の兵を数へ集めて、猶本主に仮け授ふべし。其れ倭国の六県に遣さるる使者、戸籍を造り、并て田畝を校ふべし。……」とのたまふ。

とある。東国等の国司を任命し、これに対して人口・田地の調査、そして武器を国家に収めさせるといつたことが、倭国の六県と同時に進められたのであつた。かうして東国と六御県とにまづ政治改革の第一歩を断行したのは、東国が

大和朝廷の内廷に直屬し、従つて外廷の支配に属する他の地域とは異なり、同じく内廷の直領地たる大和の六御県とともに、大和朝廷に対して隷屬度の強い地域であつたからだとみられるのであつて（「大化改新と東国」）、私はこの東国のもつ大和六御県の性格が、万葉集卷十四東歌成立の意義に關連するものとみたい。

大和朝廷は、五世紀中葉ごろから、東国の各地に伴造的国造を設置し、その一族を舍人その他として朝廷に貢上、天皇や皇子の親衛軍を構成してゐたのであつた。この東国におかれた皇室の軍事的基礎が東国防人專遣といふ事實に發展すること、別に述べた通りである。<sup>(5)</sup> また大化の改新後二十七年を経て、壬申の乱（六七二）にあたつて、大海人皇子方は勿論、近江朝廷も、東国の兵を頼みにしたのであるが、東国に通じる鈴鹿・不破兩關をおさへて、その徴兵に成功した大海人皇子方は、その軍勢力を以て勝利を手中におさめたのであつた。乱後二十四年、持統天皇十年（六九六）に柿本人麻呂は長大な高市皇子尊殯宮挽歌に、

……天の下治め給ひ一に云ふ、食す国を定めたまふと、鶏が鳴く吾妻の国の御軍士を召し給ひて、ちはやぶる人を  
和せと、服従はぬ国を治めと一に云ふ……（二の一九九）  
掃へと掃へと

と東国になつた大きな役割を歌ひあげてゐる。<sup>(6)</sup>

日本の律令国家は、この壬申の乱後、乱に勝利をおさめ、朝廷に強力な指導権を樹立した天武持統朝において、はじめて本格的に形成されたのであつた。東歌のために、大化の改新における東国の大和六御県の性格と、壬申の乱における東国のはたした役割は銘記されねばならぬ。同時にまた万葉集には、大化の改新前夜に潰滅せしめられた古代最大の氏族蘇我を名乗るものなく、壬申の戦乱に、大和古京拳兵の中心になつた大伴の一族が万葉集の成立に最も深く関はりをもつことを想起しなければならない。

### 三、東国重視の趨勢

この史上画期的な「大化の改新」と「壬申の乱」——すなはち天皇を中心とする中央集権国家へ、律令制国家へと飛躍する底辺の力として、東国の果たした役割は絶大なものがあつたのである。大和朝廷の内廷直屬といふ大和六御県的存在であり、皇室の軍事的基礎であつた東国に対する都人の関心はいよいよ高まり、未知の国への驚異と憧憬の

念がますますつのつたことであらう。

その一端を当代文化を最も象徴的に現はしてゐる年号にみる事が出来る。すなはち、大化に始まつて奈良時代末の天応に至るまで、十七の年号が行はれたが（万葉の終焉する天平宝字までは十三）、大化・天平勝宝・天平神護の三つを除いて、他はいづれも祥瑞の出現による改元であつた。その内の四例までが東国からの祥瑞であることは注目に値しよう。

すなはち、和銅（七〇八）は、武藏国秩父郡から和銅を献じたことによるのであり、養老（七二七）は、元正天皇が美濃に行幸されて多度山的美景を御覧になつてのもの、天平感宝（七四九）は、陸奥から始めて黄金を献じたに由るもの、そして天平宝字（七五七）は、駿河国益頭郡の人が蚕児の字を成すを献じたに由るものであつた。この祥瑞の思想は、中国伝来のものであるが、東国への関心がいかに高かつたかをよく物語つてゐよう。

天智二年（六六三）に、百濟救援のために朝鮮半島に出兵した日本軍が、白村江の戦ひで唐軍に大敗を喫して以来、百濟、さらには高麗・新羅からの帰化人を、東国に置く記録がしばしばみえるが、持統天皇崩御の年、大宝二年（七〇二）に美濃岐蘇山道の開拓を始めて、十一年後の和銅六年（七一三）に完成させ、和銅・養老・天平感宝・天平宝字などの祥瑞、建国（出羽・安房・諏訪）廢合、建郡（出羽・多胡・高麗）、防人並びに北辺の防備、そして藤原房前に東国風俗巡省（和銅二年九月）をさせ、諸国守を賞するといつたことが、『続日本記』にぞくぞく登場して来るのであつて、東国への関心ただならぬものが認められる。

東歌には、信濃国相聞歌に「信濃路はいまの墾道」（三三九九）とあり、これが吉蘇路完成の和銅六年（七一三）前後に謡はれたものであること、大方の認めるところであるが、上野国相聞歌中の二首、

吾が恋は現在もかなし。草枕多胡の入野の将来もかなしも  
（三四〇三）

多胡の嶺に寄綱延へて 寄すれども、あにくやしづし。その顔よきに  
（三四一一）

などは、多胡郡が新設された和銅四年（七一三）以後の発想であるに違ひない。人々の共感を呼べば、民謡のいのは、限りないが、かやうに万葉期の歴史的事実 に即した歌を見出すことも出来る。東歌定着の時点で古い民謡も新しい民謡もあつたことは確かだ。集中の歌にアヅマの語は、東（十二の三一・九四、十八の四〇・九七）、東路（十四の三四・四二・三四



七七、東の国（二の一九九、三の三八二、九の一八〇〇・一八〇七、十八の四〇九四）、東の坂（十二の三二九四）、東人（二の  
一〇〇）、東男（二十の四三三三）、東男の子（二十の四三三一）、東女（四の五二一）など十四首に表現されてゐるが、東歌  
には未勸国歌に「東路の手児の呼坂」の二例があるだけである。また防人の歌には一例もない。このことは、発生的  
には問題があるが、アヅマといふ語はトリガナクといふ枕詞と共に、都の人々からの呼称として用いられてゐたこと  
をよく表はしてゐる。そして天平感宝と改元することになつた「陸奥国より黄金を出せる詔書を賀く歌」が、越中守  
であつた家持によつて歌はれ、その反歌の一首に、

天皇の御代栄えむと、東なる陸奥山に黄金花咲く  
（十八の四〇九七）

と謳歌され、また池主が家持に贈つた戯歌に、

鶉が鳴く東を指してふさへしに行かむと思へど、由も実なし  
（十八の四一三一）

とあつて、東国に対する憧憬が表現されてゐる。

また、兵部使少輔であつた家持が、防人の別れを悲しむ心を痛みて作れる歌に、東男は、

……聞し食す四方の国には、人さほに満ちてはあれど、鶉が鳴く東男は、出で向ひ、顧みせず勇みたる猛き軍  
卒と勞ぎ給ひ、任のまにまに、……（二十の四三三一）

と歌はれてゐる。それは人麻呂の高市皇子尊殯宮挽歌中の発想と同じであり、また称徳天皇の神護景雲三年（七六九）  
冬十月朔日の宣命に、

東人は常に云く、額に箭は立つとも背は箭は立たずと云て、君を一心を以て護物ぞ……

とある思想と呼応するものであつた。東人は忠誠勇武を以て聞え、朝廷から大きな信頼を寄せられていたのである  
が、それは東国の伝統的な内廷的精神に由来するのであつた。

万葉集の成立期にあつても、東国は大和朝廷と密接な關係を維持し、都人の関心は極めて高かつたと認めてよいで  
あらう。文化の程度はいかにも低い地域ではあつたが、若い国であり、民族の東方憧憬の伝統の上に、「吾妻」「我姫」  
といつた用字意識にもみられる通り、東国に万葉びとの限りない憧憬の念が寄せられてゐたに相違ない。

大和朝廷の東国重視の趨勢を背景に、一時代古い生活信仰を伝へた風俗歌が集成される機運は、おのづから高めら

れたに違ひないのである。

#### 四、内廷直轄領大和六御県的性格

万葉集が本来、大和の六御県を基盤にした天皇家集であり、集中に東歌一卷が編纂されたのは、東国が六御県と同様に大和朝廷の内廷直轄領だったからであらうといふ試案は、小著『万葉びとの憧憬』以来、機会あるごとにふれて来たところである。

朝廷が、天皇の私的生活にかかはる内廷と、公的行政機関である外廷とから構成されてゐること、いふまでもないが、この大和六御県は、内廷直轄領だったのである。『延喜式』の祈年祭並びに六月月次(十二月)の祝詞中に、

「御県に坐す皇神等の前に白さく、高市・葛城・十市・志貴・山辺・會布と御名は白して、この六つの御県に生り生づる、甘菜・辛菜を持ち参る来て、皇神孫の命の長御膳の遠御膳と聞しめすが故に、皇御孫の命の宇豆の幣帛を称辞竟へまつらく」と宣る。

とある。これによつて高市以下六御県を知ることができると同時に、天皇の供御のための「甘菜・辛菜」、すなはち蔬菜の貢納を行なつた地域であつたことがわかる。ここから万葉巻頭歌の発想の場を大和六御県のなかに位置づけることも考へられるのであるが、県は、本来大和朝廷の内廷に直結したものであり、天皇家の家政に必要な物資や労働の基礎であつたとみられるので、私は広く天皇家集の基盤として内廷直属の大和六御県を考へてみたい。

いはゆる大和欠史八代といはれる綏靖天皇から開化天皇までの皇后には、この地方の県主、特に磯城県主・十市県主両家から入内したと伝へられる方が多い。また県主の伝承記事には祭祀に関するものが目立ち、この地方の県主が朝廷と密接な關係を有してゐたことがわかる。

広瀬大忌祭や竜田風神祭の祝詞には、皇神の前に初穂を供へて、

王等・臣等・百の官人等倭の国の六つの御県の刀祢、男女に至るまで……

もろもろ参集ふことを述べてゐる。倭の六御県の刀祢男女が王卿百官の人々と並称されてゐるのであつて、律令制下になつても、一般公民とは異つた特殊な關係におかれてゐたのであつた。県主の制は、その盛行の時期が大化以前に

あつたとみられるが、少くとも大和には、大化以後も六御県が内廷の政教的、経済的な面で、重要な基盤になつてゐたとみられよう。

祝詞にいふ「倭国乃六御県能刀祢男女」とは一体何者であるのか、明らかにし得ないが、トネとは公事にあづかる者の総称といはれる。『延喜式』中務省に「宮人曰比売刀禰」とあり、いはゆるヒメトネ——命婦（五位以上の女官の稱）をいふのかも知れないが、「刀祢男女」とある女はよいとしても、男は舎人にでもなつたのであらうか。要するに、万葉の竹取翁の歌にいふ「うち日さす宮女、さす竹の舎人壮子」（十六の三七九一）が「刀祢男女」かとも思ふのであるが、「刀」は甲類の音仮名であるに對して、舎人のトは乙類であるやうだ。同じ甲類では、石凝姥伊之居梨度呼（神代紀上）、石凝戸辺（神代紀下）や氷香刀辺（崇神紀）などのトメ・トベがある。これは女長老、いはば女酋をさす語であつた。本来、トネは祭祀に關する者の稱であつたかと思はれる。時代が下つて、『続日本後紀』仁明天皇承和七年（八四〇）五月に、後太上天皇（淳和上皇）の詠を奏することがあつて、

右大臣藤原朝臣三守、率三公卿百官及刀祢等、於三會昌門前庭、挙哀三日、毎日三度。  
とあり、天皇家との深い関はりをみることができぬ。

また『神樂歌』の「湯立歌」には、

伊勢志摩の海人の刀祢らが焼く火の氣 おけおけ  
とあり、神職の意になつてきてゐる。

とにかく、六御県が大和朝廷の政教上の重要な基盤であり、その司祭者かと思はれる刀祢が朝廷の祭祀に關与するところがあつたのだ。かうした刀祢が、しだいに祭祀關係から主従關係に展開し、舎人・采女に發展して行くのであらう。私は、采女といふものは、倭の采女日之媛の伝承からみて、大和、それも六御県から出て、日神に奉仕すべきものであり、これが郡少領以上、すなはち地方豪族からの貢上へと法制化されたのは、祭祀並びに祭祀権の中央集権化の具に供されたものとみてゐる。

万葉集が大和六御県を基盤にした天皇家集であるといふことは、天武・持統兩帝を中心に、その内廷に伝來した歌や内廷直屬の舎人・采女などの作を含むといふことである。その集成中に、東歌が一卷をなしてゐるのだ。それはや

はり東国のもつ内廷直轄領、六御県的性格に由来するに相違ない。別稿を用意しなければならぬが、卷十四に人麻呂集所出の歌を伝える理由もまたここにあつたかと思はれる。

結——内廷の伝承

近年、『古事記』は、『日本紀』の母体としての国史編纂とは別に、<sup>(12)</sup> 鷗野皇后の手によつて後宮で編纂されたといふ、三谷栄一博士の瞠目すべき論証があり、また、万葉集は『持統万葉』として出発した女帝の歌集といふ、伊藤博氏のみごとな所説がある。

万葉集は、本来『日本紀』に対して『古事記』を継ぐべき性格をもつてゐたと思はれるのであるが、それは持統女帝の内廷における企てであつたのかも知れない。それはまづ、万葉集二十卷中、古撰の卷であり、根幹をなす卷である卷一・二について考へられることである。両卷あはせて雑歌・相聞・挽歌の三大部立によつて統一され、時代順に宮号をあげて所属する歌を配列してゐるのであるが、今、その宮号と所属歌の番号を表示してみると次の通りである。

卷	一	雑歌	泊瀬朝倉宮 高市岡本宮 明日香川原宮 後岡本宮 近江大津宮 明日香清御原宮 藤原宮 寧楽宮	84 28 } 83 27 } 16 } 21 15 } 8 } 7 } 2 } 1 } 6
卷	二	相聞	難波高津宮	85 } 90
		挽歌	後岡本宮 近江大津宮 明日香清御原宮 藤原宮 寧楽宮	147 } 141 } 156 } 162 } 163 } 227 } 228 } 234 }

この巻一・二は、形態上、各部をもつ天智・天武・持統のなかでも、持統朝の歌が圧倒的に多い。これに反して孝徳・弘文両天皇の御代がたてられてゐない。そして内容を見ると、天智天皇、近江大津宮の扱ひ方に不当な点がある。実はこの孝徳・天智・弘文三帝には、他の天皇と異なる共通点がある。すなはち、共に大和の外に宮居を定められ、御陵をおかれた方であつた。これは偶然のことであらうか。孝徳天皇は難波長柄豊碕宮に遷られ、大阪磯長陵（河内國）に祭られる。天智天皇は近江大津宮で、山科陵（山城國）に祭られ、弘文天皇また近江大津宮で、長等山前陵（近江國）である。この事實は、万葉集が大和を中心にした天皇家集であることを示唆するものであらう。次に持統天皇を中心にして、天帝並びに夫君である天智・天武両帝の挽歌は伝へられるが、持統天皇（大宝二年崩御）の挽歌は伝へられない。この事實は、挽歌の性格とも併せ考へて、万葉集が持統天皇内廷の企てであつたことを思はせる。それはやはり、詳述するゆとりがなくなつてしまつたが、天武・持統歌集だつたと私は思ふ。

かうした持統女帝の内廷で企てられた天武持統を中心にした『古撰万葉』といふべき『万葉集』の核が、長い時をかけ、幾人もの手を経て、二十巻もの大歌集に成長したのであつた。それが天下に公表されたのはおそらく平城天皇の御代で、実に持統天皇から十代、百年余りを経てゐるのである。この現存万葉集形成のためには、内廷に限らず、広く朝廷に伝來した古歌や献上された家集類を吸収したに違ひない。もちろん雅楽寮の日本音楽部ともいふべき歌舞所に伝へられた宮廷讚歌や風俗歌なども合流してゐるであらう。東歌の巻である卷十四も、さうした過程で成立して來たものに相違ないのである。それは、内廷直轄領であり、大和六御県が存在であつた東國の風俗歌を根幹とするもので、天皇に対する国魂奉獻といふ政教上の意義を有するものであつた。さうした歌が、内廷に伝來したのであらうことは容易に認められるし、それが雅楽寮の歌舞所に伝へられたこともまた充分察せられるのである。

とにかく、万葉集二十巻中に東歌の巻が成立した意義は、東國のもつ大和六御県の意義に存するのであり、それは大和朝廷の内廷的精神に支へられたものだつたのだ。

それが後に大伴家持によつて、宝龜元年（七七〇）から五年の初めころまでの間に補正され、同十一年から延暦元年（七八二）正月ころまでに追補の手が加へられて、今日みる卷十四が形成された次第については、すでに述べたものに譲りたい。<sup>(14)</sup>

（甲斐の来迎寺に、今井福治郎先生埋葬の列に參じて——七月二十六日）

註 1

作者別万葉集評釈第八卷『民衆歌入篇』

2 「万葉集における東歌の範圍とその意味するもの(上)」(『国語国文研究』第38号)

3 東国防人の意義については、拙稿「防人歌の発想―丈部の歌を中心に―」(『万葉』第六十三号)、卷十四の防人歌については、拙稿「万葉集卷十四の追補」(『文学・語学』第三十四号)に述べた。

4 井上光貞氏「古代の東国」(『万葉集大成5』)

拙稿「防人歌の発想―丈部の歌を中心に―」

5 拙稿「高市皇子尊殯官挽歌の論」(『国学院雑誌』第六十八卷第十一号)

6 小著『万葉びとの憧憬―民俗と文芸の論理―』

7 林屋辰三郎氏「大和」(『万葉集大成21』)

8 同前。

9 高崎正秀先生『文学以前』

10 日本大学「万葉教室」(昭和四十二年二月)において「采女」と題して発表した。

11 三谷栄一博士「古事記と後宮の伝承」(『国学院雑誌』第六十二卷第十号)・「古事記の成立と氏女・采女の伝承」(『国学院雑誌』第六十三卷第九号)など。

12 「女帝と歌集」持統万葉から元明万葉へ」(『専修国文』第一号)・「元正万葉」(『専修国文』第二号)

13 拙稿「万葉集卷十四の追補」並びに「万葉集卷十四の挽歌」(『上代文学』第十六号)